

避難所運営マニュアル別冊

新型コロナウイルス感染症等感染症対策編

令和6（2024）年8月

稲 美 町

目 次

I はじめに

1 このマニュアルの目的	1
2 避難所における感染症対策の目標	1

II 事前準備

1 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応したタイムライン	2
2 感染症対策を考慮した収容人員の確認	3
3 十分な避難所数の確保	5
4 専用スペース等の確保	5
5 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備	6
6 適切な避難所運営を行うための体制の構築	8
7 住民への事前周知	9

III 避難所開設・運営

1 避難	10
2 避難所開設	10
3 避難者の受け入れ	12
4 避難所運営	13
5 指定避難所以外の在宅避難などの避難者の健康管理	15
6 避難行動要支援者への感染防止対策	15

IV 避難所解消

1 避難者退去後の対応	15
-------------	----

I はじめに

1 このマニュアルの目的

新型コロナウイルス感染症等感染症が蔓延するおそれがある状況において、災害が発生し、避難所を開設運営する場合には、断水により手指の流水洗浄ができない可能性もあることや、避難所の密集した環境下での集団生活等により、感染が拡大するリスクが高まるため、感染症対策に万全を期することが重要となります。

今後の避難所運営については、本編・資料編を基本としながら、このマニュアルが示す感染症対策のポイントを参考に避難所運営を行います。

新型コロナウイルス感染症等感染症の感染拡大を防止するため、十分な換気やスペースの確保など、少しでも感染リスクの軽減を図りながら避難所を開設しますが、感染リスクと対処方法を理解し、避難所運営スタッフ及び避難者全員で協力し、可能な限りの感染防止対策をとることが重要となります。

なお、本マニュアルの内容は、今後の新型コロナウイルス感染症等感染症の状況や、新たに得られた知見等を踏まえ、今後変更する場合があります。

2 避難所における感染症対策の目標

次のことを目標として、避難所における新型コロナウイルス感染症等感染症対策に取り組みます。

- ・避難所で集団感染（クラスター）を発生させない。
- ・避難所での感染を恐れて避難行動・安全確保行動をとらず、犠牲になることを防ぐ。



Ⅱ 事前準備

1 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応したタイムライン

区分		町の対応	住民の行動
平 時	事 前 準 備	1 感染症対策を考慮した収容人員の確認 2 十分な避難所数の確保 ・指定避難所となっていない公共施設等の避難所指定 3 新型コロナウイルス感染症等感染症患者及び発熱・咳などの有症状者を分離する別室の専用スペース等の確保 4 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備 5 適切な避難所運営を行うための体制の構築 6 住民への事前周知	1 指定避難所以外の在宅避難、親戚や知人宅への避難の検討 2 避難時に体温計、タオル、スリッパ、筆記用具などの必要物資の持参準備
災 害 時	避 難	1 適切な避難先の提示 2 避難情報の発令	1 安全な場所への避難 2 早期避難の実施
	避 難 所 開 設 ・ 受 入 れ ・ 運 営	1 開設 ・運営スタッフ ・避難スペース等の確保 ・衛生資材等の設置 2 避難者の受入れ 3 避難所運営 ・換気等の徹底 ・一般避難者と体調不良者等との分離、状況に応じ健康福祉事務所（保健所）に連絡相談 4 指定避難所以外の在宅避難などの避難者の健康管理 5 避難行動要支援者への感染防止対策の徹底	1 感染症対策の実施、手洗い、うがい、咳エチケットの実施等 2 避難所の自主運営
	避 難 所 解 消	1 避難者が退去した後の避難所の清掃、消毒等の実施	

2 感染症対策を考慮した収容人員の確認

避難者と避難者が密接する状況とならないよう、人と人が触れ合わない程度の身体的距離をとった避難所レイアウトを検討します。

【 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン（兵庫県） 】

○世帯ごとの間隔：人と人が触れ合わない程度の距離を確保

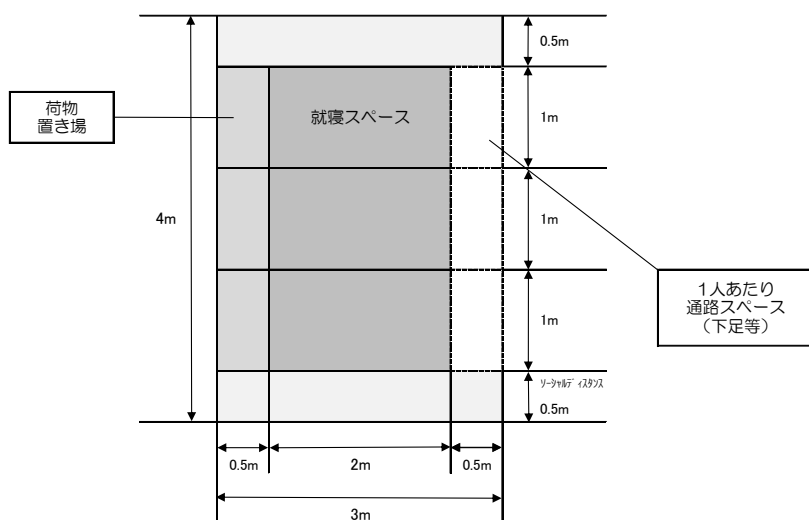
- ・避難者一人あたりの居住面積：3㎡以上

※ 標準世帯（3人）の居住面積：3㎡／人 以上×3人＝9㎡ 以上

世帯区分	居住面積	身体的距離 共有部分面積	世帯の必要面積
3人世帯	9㎡	3㎡	12㎡（4m×3m）

○人と人が触れ合わない程度の距離を確保できない場合、従来面積（1人あたり3㎡以上）を確保のうえ、飛沫感染防止のため、世帯ごとに高さ1.4m以上の避難所用間仕切り等を設置する。

【参考】標準世帯（3人）に必要な面積（居住面積＋身体的距離共有部分面積）



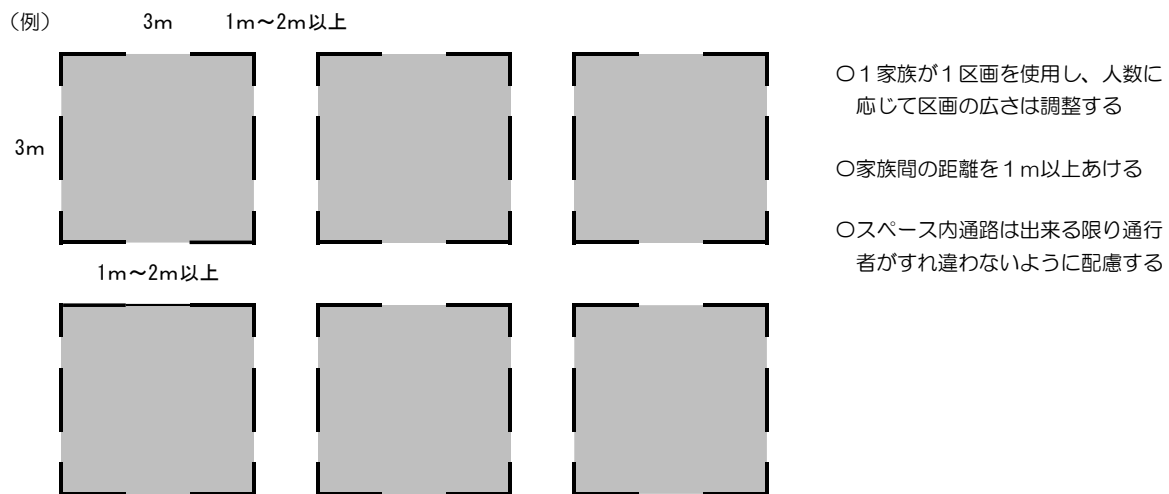
【参考】世帯人数ごとの必要面積（例）

世帯区分	居住面積	身体的距離 共有部分面積	世帯の必要面積
1人世帯	3㎡	3㎡	6㎡（2m×3m）
2人世帯	6㎡	3㎡	9㎡（3m×3m）
3人世帯	9㎡	3㎡	12㎡（4m×3m）
4人世帯	12㎡	3㎡	15㎡（5m×3m）
5人世帯	15㎡	3㎡	18㎡（6m×3m）

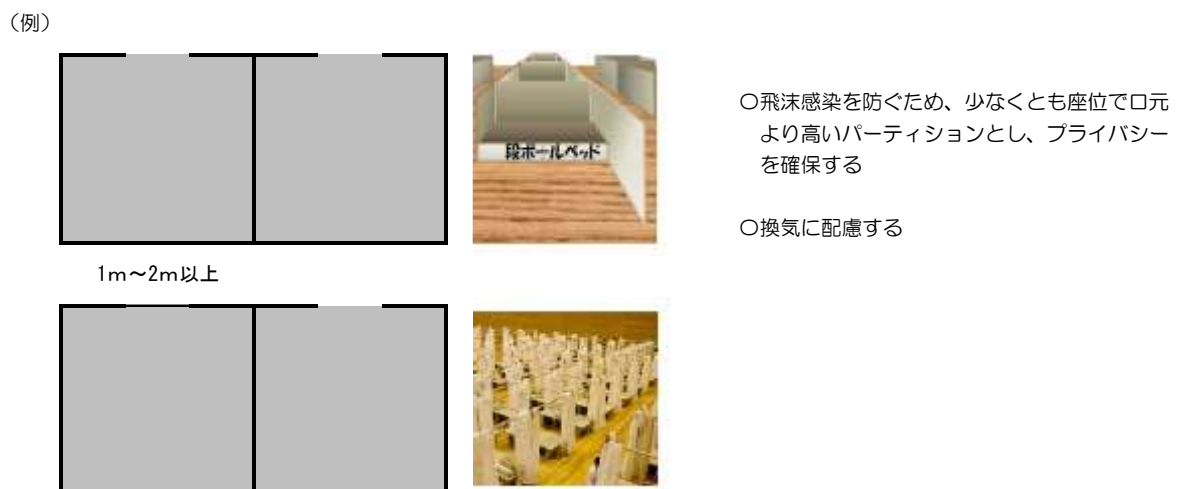
〔 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト例 〕

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い人が滞在する場合、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

〔 テープ等による区画表示 〕

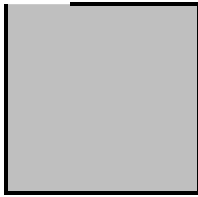


〔 パーティションを利用した場合 〕

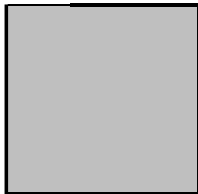


〔 テントを利用した場合 〕

(例) 1m～2m以上



1m～2m以上



○テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根があるほうが望ましいが、熱中症対策に十分注意する。

3 十分な避難所数の確保

(1) 指定避難所となっていない公共施設等の活用

- ・指定避難所以外の公共施設の避難所活用を検討します。

(2) 指定避難所以外の施設を避難所として活用する場合の支援体制の構築

- ・指定避難所以外の施設への適切な情報発信のほか、必要な物資や衛生資材等の供給などを迅速・円滑に行えるよう、体制を構築しておきます。
- ・自宅の安全が確認された場合は、在宅避難も想定し、円滑に支援できる体制を構築しておきます。

4 専用スペース等の確保

- ・発熱・咳などの有症状者及び濃厚接触者（以下「体調不良者等」）を分離するため、一般避難スペースと離れた別室の専用スペース等を確保します。
- ・専用のトイレを確保します。
- ・別室の専用スペース等が確保できない場合には、ゾーニングを行い、一般避難者と動線が交わらないようなレイアウトを検討します。
- ・体調が悪くなった時に、医師等へ電話等で相談できる窓口・連絡先をあらかじめ確保しておきます。

5 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備

(1) 物資・衛生資材等の確保

- ・物資や衛生資材等の確保・備蓄に努めます。
- ・避難所での換気設備の事前整備を行います。

【事前に用意しておくことが望ましい物資及び衛生資材等】

区 分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触型体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク（不織布マスクを推奨）、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド、受付用パーティション、ブルーシート、仮設トイレ、簡易トイレ（凝固剤式）換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式、抗原検査キット など

(2) 各避難所での物資等の必要数量の把握

避難所ごとに必要な物資や衛生資材、収容可能人数に応じた必要数量等を洗い出し、必要物資等リストを作成します。

【参考】避難所において準備する物資・衛生資材リスト（例）

避難所名：_____

避難所物資・衛生資材等準備リスト

☒	品 名	必要数量	保管場所・調達先	備考
☐	消毒液 (アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液)			
☐	マスク（不織布マスクを推奨）			
☐	ゴム手袋（ディスポーザブル）			
☐	ウェットティッシュ			
☐	液体せっけん			
☐	ペーパータオル			
☐	非接触型体温計			
☐	使い捨て手袋			
☐	ガウン			
☐	フェイスガード			
☐	間仕切り			
☐	養生テープ			
☐	段ボールベッド			
☐	受付パーティション			
☐	ブルーシート			
☐	仮設トイレ			
☐	簡易トイレ（凝固剤式）			
☐	換気設備			
☐	除菌・滅菌装置			
☐	清掃用具一式			
☐	トイレ用品一式			
☐	抗原検査キット			
☐				
☐				
☐				
☐				

6 適切な避難所運営を行うための体制の構築

(1) 施設管理者、関係機関等での事前調整

- ・防災部局だけではなく、関係機関が連携した避難所運営体制を構築します。
- ・特に、避難所において、新型コロナウイルス感染症等感染症のクラスターが発生した場合に備えて、健康福祉事務所、各避難所及び健康福祉部局等との連絡体制を構築します。
- ・避難所において新型コロナウイルス感染症等感染症が発生した場合に備え、健康福祉事務所との間で事前に協議し、一般避難所とは別の避難先、移送方法、役割分担・手順をあらかじめ決めておきます。

(2) 災害時要配慮者を受入れる体制の構築

○災害時要配慮者の感染防止のための配慮

災害時要支援者や高齢者などの要配慮者は、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に感染すると重症化しやすいリスクを持っています。そのため、一般の避難所内に福祉避難スペースを設ける際には、症状が出た人を分離する部屋とは動線が重ならないよう配慮するなど感染対策を実施します。

○福祉避難所の開設にかかる事前調整

福祉避難所では一般の避難所にも増して新型コロナウイルス感染症等の感染対策を実施する必要があります。福祉避難所において、多くの支援者が同行することにより、密集状態にならないよう留意します。

また、平時から感染対策に留意した福祉避難所の開設・運営等の研修・訓練等を福祉避難所となる施設と連携するとともに、福祉避難所として開設可能か否かの確認や必要な資材や人員等の確保方法も施設側と協議する必要があります。

○個別避難計画の策定と訓練の実施

避難行動要支援者の円滑な避難を行うためには、要支援者の個別避難計画（誰が、いつ、どのような方法で、どこへ）の策定をより一層促進するとともに、関係者が参加した避難訓練を実施することが重要です。

(3) 避難所運営職員への事前研修・教育

避難所運営スタッフとして配置される職員等を対象に、事前に業務及び留意事項等について、説明する場を設け、適正な避難所運営が行えるよう準備します。

7 住民への事前周知

(1) 指定避難所以外の在宅避難、親戚や知人宅などへの避難の検討

避難所の分散化を図るため、安全確保が可能な場合には、自宅での待避、垂直避難の検討を呼びかけます。親類や知人の家、近所の安全なところなど、指定避難所以外の安全な場所が確保できる場合はそこへの避難を検討することを呼びかけます。

(2) 避難所での感染症対策の周知

避難所での感染対策の取組を広く周知し、避難所への避難が必要な住民が躊躇することがないように、一層の普及啓発を推進します。

(3) 必要な物資の持参

町の備蓄には限界があることから、避難時に、マスク、体温計、携帯用消毒液、タオル、スリッパ、筆記用具など避難生活に必要となるものを非常持ち出し袋等に入れて持参するよう呼びかけます。

(4) 避難の確認

一人ひとりがあらかじめ自宅などの浸水等の危険性について、総合防災マップ、いなみ安心ネット、防災行政無線等で確認することを促進します。避難所が密となり避難がためられる場合などの、指定避難所以外の複数の避難先を把握しておくことが重要です。

(5) 避難所の自主運営の促進

感染症が広域的に発生している状況にある場合において、他地域からの広域応援が十分確保できないことも想定し、住民による自主運営の必要性を呼びかけ、避難所の居住区域、手洗い場、トイレなどの定期的な清掃・消毒など避難所運営への参画を推進します。

(6) 避難時における体調不良者等への呼びかけ

体調不良者等は、必ずマスクを着用のうえ避難することや、避難所到着後は速やかに避難所運営スタッフにその旨申し出るよう呼びかけます。

また、避難が必要かの再確認を行い安全であれば、自宅の安全な場所に留まり体調を整えることも併せて呼びかけます。

Ⅲ 避難所開設・運営

1 避難

(1) 適切な避難先の指示

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症が流行又は流行のおそれがある中においても、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則であり、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとることが重要です。

一方で、安全な場所にいる人まで指定避難所に行く必要はなく、指定避難所への集中（3つの密）を回避するため、指定避難所以外の避難先のほか、在宅避難（待避・垂直避難）や親戚・知人宅への避難など分散避難を推奨し、災害時に発熱症状がある人など各人の状態に応じた適切な避難先を案内・誘導します。

また、平時から避難先が安全かどうかをハザードマップ等であらかじめ確認しておくよう十分に周知、広報します。

(2) 避難情報発令時の留意事項

風水害等の場合における避難指示等の発令にあたっては、避難所以外の選択肢を示すと共に、感染症拡大防止についても言及します。

また、避難者が集中することが予想される避難所については、近隣の他の避難所への分散を呼びかけます。

2 避難所開設

(1) 運営スタッフ

- ・避難者受入前に各自健康チェック、検温等を行います。
- ・交代要員が業務に就く前にも必ず健康チェック、検温等を行うとともに、毎日健康チェック、検温等を行います。
- ・業務を終えた運営スタッフも毎日健康チェック、検温等を行います。

(2) 避難スペース等の確保

○入口・動線

- ・避難所の入口が複数ある場合は、一般避難者と体調不良者等が交わることがないように動線を設定します。

○土足禁止の徹底

- ・避難所内は、内履きと土足のエリアを明確に区分し、生活区域には、土足のまま入らないことを徹底します。

○分離する部屋等の確保

- ・体調不良者等を分離する部屋等の確保を行います。

○避難スペースのレイアウト等

- ・事前に想定した避難スペースのレイアウトに基づき、養生テープ等で区分けするなど避難者同士の身体的距離を確保した配置を行います。
- ・身体的距離を確保できない場合には、間仕切りの設置を速やかに行います。

(3) 衛生資材等の設置

- ・避難所の出入り口、トイレ周辺等にアルコール消毒液を備え付けるとともに、液体石けんなどの衛生資材を避難所内に配置します。
- ・避難所内の入口、掲示板、洗面所、トイレなどの共有スペースに手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットや3密回避を呼びかけるポスターを掲出します。

(4) 住民への周知

- ・避難所として開設した施設の名称、所在地等を町ホームページやマスコミなど多様な手段を活用して、住民への周知を行います。

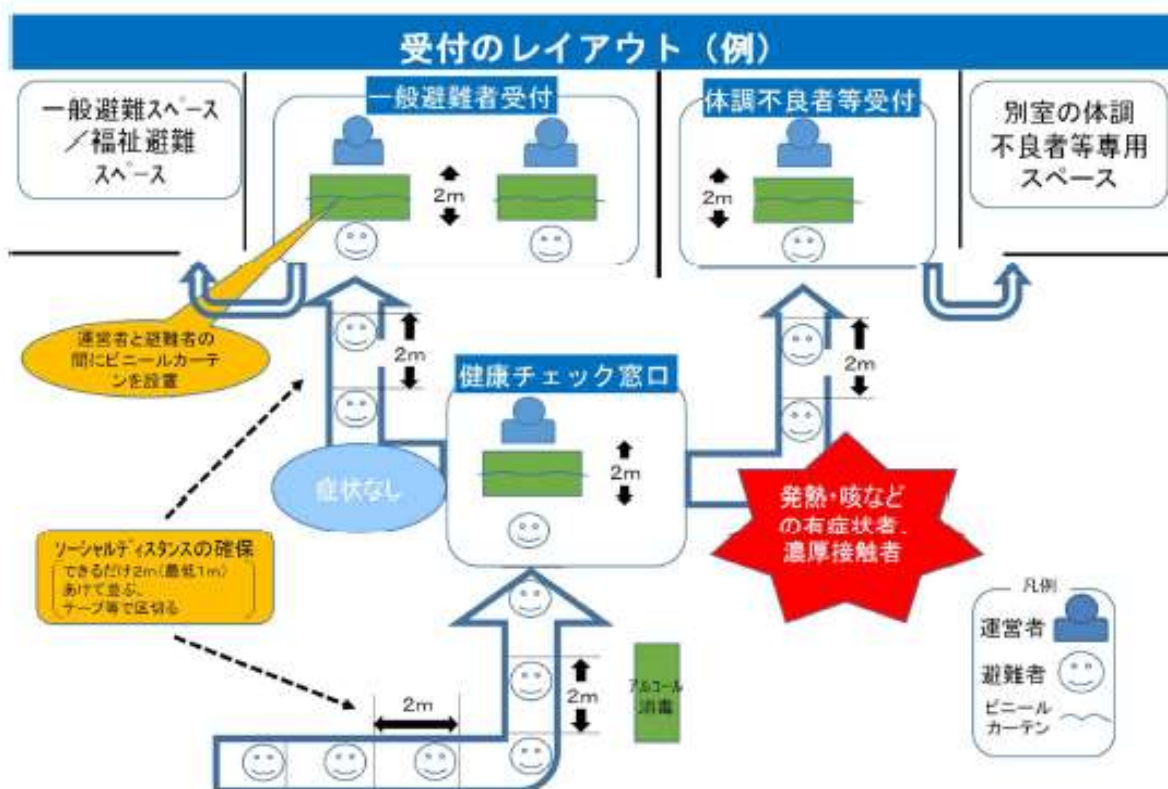
(5) 人権への配慮

- ・感染をおそれるあまり、感染者や感染疑いの方に対する誹謗・中傷がないようにポスター掲示など防止策を講じます。
- ・部屋の分離やゾーニング等が差別的な態度に転化しないよう避難所運営スタッフは、言動や行動に注意します。

3 避難者の受け入れ

(1) 避難所の受付、健康チェック

- 避難者を受け入れる際、感染状況に応じて、避難者受付を行う前に避難者個々の健康状態を確認するため、健康チェック窓口を設置し、すべての入所者の問診及び検温（非接触型体温計が望ましい）を行います。
- 健康チェックの結果により、「一般避難者受付」または「体調不良者等受付」に誘導します。
 - ⇒ 発熱や体調不良等のある方は、「体調不良者等受付」へ誘導。受付後、別室の体調不良者等専用スペースへ。
 - ⇒ 発熱や体調不良等のない方は、「一般避難者受付」へ誘導。受付後、一般避難スペース（福祉避難スペース）へ。
- 災害発生後に多くの避難者が避難所に来た場合において、健康チェック窓口や一般避難者受付等の順番待ちの列ができるときは、身体的距離を確保して並ぶよう誘導します。
- 風水害等の際には、避難者が雨合羽を着用するなど雨に濡れないよう留意しつつ、身体的距離を確保するよう努めます。



(2) 感染症対策に関する伝達事項

共有部分で複数の人が触れる場所に触った場合等は、液体石けんと水での手洗いやアルコール消毒液による手指消毒を推奨します。咳等の症状が出ていない場合でも、感染防止対策を推奨します。

4 避難所運営

(1) 基本的な感染症対策の推奨

食事前、トイレ使用后、ゴミ処理、避難者の世話の後など、こまめに液体石けんと水での手洗いを
行うとともに、うがいや咳エチケットなど基本的な感染症対策を推奨します。

(2) 十分な換気の励行

十分な換気を行うため、2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行います。夏場、冬
場は、換気扇や除菌・滅菌装置などの喚起設備を活用して、避難所内の換気を行います。

(3) マスクの着用について

○避難所におけるマスク着用の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症等感染症におけるマスクについては、行政が一律にルールとして求め
るのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としますが、
感染対策上の理由等により、避難者等にマスクの着用を求めることがあります。

・せき、鼻水等有症状がある場合等の対応

せき、鼻水等有症状がある人には、周囲の人に感染を広げないため、マスク着用を求めます。

・福祉避難所（高齢者施設等）における対応

とりわけ高齢者等重症化リスクが高い方が避難する福祉避難所では、施設内でマスク着用を推奨
します。

○留意事項

- ・避難所において、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、
「換気」等の励行を推奨します。
- ・2歳児未満児のマスク着用は推奨しません。2歳児以上児についてもマスク着用を求めません。
あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスク着用を希望
する子どもや保護者に対し、適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じます。
- ・感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけ
るなど、より強い感染対策を求めることがあります。

(4) トイレなどの共有部分の清掃・消毒

トイレのふた、便座、洗面所の蛇口、ドアノブ、手すりなどの共有部分で複数の人が触る部分は、希釈した次亜塩素酸ナトリウム溶液などでこまめな消毒・清掃を推奨します。

(5) 人と人との直接の接触機会を限りなく減らす

お弁当の手渡し等を行わず、一定の場所において、そこに避難者が取りに行くことにより、食事を提供するルール等を推奨します。

(6) ゴミの回収等衛生管理

ゴミを回収する避難所運営スタッフは、使い捨て手袋、マスクの着用を推奨し、ゴミを直接触れることがないように注意します。

(7) 健康管理

毎日定期的に、避難者が自ら検温や健康チェックリストを活用し、健康チェックを行います。
また、保健師や看護師等による定期的な巡回を実施します。

(8) 体調不良者等の分離

○分離

検温や健康チェックにより確認された体調不良者等は、一時避難スペースから分離し、別室の専用スペース又は専用避難所に区分するとともに、トイレや洗面所も可能な限り一時避難者と共同利用しないよう配慮します。

○健康福祉事務所への連絡相談

健康福祉事務所に症状等を連絡相談し、健康福祉事務所の指示に従い、医療機関で受診させることとします。

○運営スタッフ

体調不良者等の専用スペース又は専用避難所を世話する避難所運営スタッフは、使い捨て手袋やガウン、フェイスガードなどの防護具を着用するなど、体調不良者等と直接触れないよう留意します。

5 指定避難所以外の在宅避難などの避難者の健康管理

- ・災害発生後において在宅避難、テント避難、車中泊など指定避難所以外で避難している被災者の把握を適切に行い、支援の漏れがないよう留意します。
- ・指定避難所以外で避難生活を送っている人への健康チェックを定期的に行います。
- ・特に、車中泊避難の場合は、エコノミー症候群等にも留意した健康チェック等の声かけを行います。

6 避難行動要支援者への感染防止対策

- ・避難行動要支援者の避難を手助けする支援者は、要支援者及び支援者が感染しないよう、マスク、手袋の着用や車イスの消毒など感染防止のための特段の配慮が必要です。
- ・一般避難所内に要支援者が過ごす福祉避難スペースを設置する場合には、体調不良者等を分離する別室の専用スペース等とは、できるだけ離してゾーニング分けを行い、体調不良者等と動線が重ならないよう配慮します。
- ・健康チェック、検温を毎日行い、要支援者に異変がないか入念にチェックします。

IV 避難所解消

1 避難者退去後の対応

- ・避難者退去後の避難スペースを清掃し、備品やドアノブ等共用部分等のアルコール消毒を行うことを推奨します。
- ・清掃、消毒を行うときは十分な換気を行い、手袋、マスク着用で行うことを推奨します。
- ・体調不良者等を分離する別室の専用スペース又は専用避難所の消毒方法に関しては、健康福祉事務所から事前に指導を受けたうえで施設管理者にも説明を行います。